

第 151 期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1
業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)	4

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書	8
連結注記表	9

■ 計算書類

株主資本等変動計算書	20
個別注記表	21

- 本内容は、法令及び当社定款第 15 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>) に掲載しているものです。
- 本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。



住友商事

Enriching lives and the world

事業報告 (第151期)

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

(1) ストックオプションとしての新株予約権

①新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの株式数	発行価額	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2014年8月1日 (第13回)	420個	普通株式 42,000株	100株	無償	1,441円	2015年4月1日から 2019年6月30日まで
2015年7月31日 (第14回)	710個	普通株式 71,000株	100株	無償	1,532円	2016年4月1日から 2020年6月30日まで
2016年8月2日 (第15回)	710個	普通株式 71,000株	100株	無償	1,124円	2017年4月1日から 2021年6月30日まで
2017年7月31日 (第16回)	1,730個	普通株式 173,000株	100株	無償	1,516円	2018年4月1日から 2022年6月30日まで

(注) 1. 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

2. 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人 (当社の資格制度に基づく理事)	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2014年8月1日 (第13回)	2名	150個	12名	210個	6名	60個
2015年7月31日 (第14回)	2名	150個	23名	460個	10名	100個
2016年8月2日 (第15回)	1名	40個	17名	450個	22名	220個
2017年7月31日 (第16回)	6名	340個	36名	960個	43名	430個

(注) 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

(2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

① 新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの株式数	発行価額	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2006年7月31日 (第1回)	5個	普通株式 5,000株	1,000株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2007年7月31日 (第2回)	81個	普通株式 8,100株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2008年7月31日 (第3回)	191個	普通株式 19,100株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2009年7月31日 (第4回)	571個	普通株式 57,100株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2010年7月31日 (第5回)	690個	普通株式 69,000株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2011年7月31日 (第6回)	717個	普通株式 71,700株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2012年7月31日 (第7回)	1,139個	普通株式 113,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2013年7月31日 (第8回)	992個	普通株式 99,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2014年8月1日 (第9回)	1,105個	普通株式 110,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2015年7月31日 (第10回)	1,111個	普通株式 111,100株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2016年8月2日 (第11回)	1,695個	普通株式 169,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2017年7月31日 (第12回)	1,370個	普通株式 137,000株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間

(注) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (社外監査役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人その他	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2006年7月31日 (第1回)	1名	1個	1名	1個	0名	0個	1名	3個
2007年7月31日 (第2回)	1名	29個	1名	20個	0名	0個	2名	32個
2008年7月31日 (第3回)	1名	39個	0名	0個	0名	0個	5名	152個
2009年7月31日 (第4回)	2名	134個	1名	72個	0名	0個	7名	365個
2010年7月31日 (第5回)	3名	154個	1名	66個	1名	34個	7名	436個
2011年7月31日 (第6回)	4名	216個	1名	78個	2名	62個	7名	361個
2012年7月31日 (第7回)	4名	282個	0名	0個	7名	202個	11名	655個
2013年7月31日 (第8回)	4名	254個	0名	0個	8名	268個	11名	470個
2014年8月1日 (第9回)	5名	324個	0名	0個	10名	296個	13名	485個
2015年7月31日 (第10回)	5名	335個	0名	0個	14名	371個	9名	405個
2016年8月2日 (第11回)	6名	551個	1名	31個	19名	791個	6名	322個
2017年7月31日 (第12回)	6名	388個	1名	23個	26名	797個	3名	162個

(注) 当社は、社外取締役及び監査役(社外監査役を含む。)並びに使用人その他に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与していません。上記の監査役及び使用人その他が保有している新株予約権は、当人が取締役又は執行役員在任中に付与されたものです。

業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)

当社では、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制(内部統制システム)を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

2019年3月31日現在の当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、2018年における内部統制システムの運用状況については、2019年2月に開催された内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、2019年3月に開催された取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト (https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal_control_system.pdf?la=ja) に詳細な内容を掲載しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底 ● 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の策定 ● 「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布 ● 「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得 ● 「CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー)」、 「コンプライアンス委員会」、 「コンプライアンス・リーダー」 及び 「スピーク・アップ制度」 の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。 ■ 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、また、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、これらをイントラネットに掲載すること等により、同ポリシーの周知及びコンプライアンスの徹底を図っています。 ■ 各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナーを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。 ■ 入社時や全役職員対象の研修時に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー)」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確保しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」の活発な利用を促進するため、2018年9月の本社移転を機に、新本社の各執務フロアの掲示板に本制度に関するポスターを掲示したほか、専門業者を起用した外部受付窓口の新規追加や同制度の運用方法をより詳細に記載した細則の策定を実施しました。 ■ 2018年は、「コンプライアンス委員会」を2回開催し、当委員会の中で、2017年の活動内容、2018年のコンプライアンス施策等を報告し、議論を行いました。また、コンプライアンス施策の一つとして、「インサイダー取引規制・贈収賄の防止セミナー」等を実施しました。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●重要文書（取締役会議事録を含む。）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理 ●情報漏洩等の防止措置の実施 ●監査役からの要求がある場合の、職務執行に係る重要文書の適時閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ■左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、「情報管理基本規程」において情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。 ■「情報管理基本規程」を改定し、組織内の情報区分の文書化、情報セキュリティ事案の報告等の義務を定めました。 ■2018年も情報セキュリティ啓発のため、各組織における情報管理者向けの「情報管理者セミナー」の開催や全役員向けの「標的型攻撃メール訓練」をはじめとする施策を実施しました。 ■監査役から回付依頼のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネスに伴う多様なリスクを「計測可能リスク」及び「計測不能リスク」に分類・管理 ●社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施 ●「内部統制委員会」の設置 ●「経営会議」の諮問機関として「全社投融資委員会」を設置 ●災害時の業務復旧プランの策定 ●社長執行役員直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長執行役員・取締役会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■左記の「計測可能リスク」の状況について定期的に取締役会で報告しています。 ■社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。 ■2018年は、昨今の品質に係わる複数の不適切な事例を受け、関係する各事業部門、国内・海外法人及び国内・海外連結子会社において、品質に関する自主点検を実施しました。また、独禁法や公務員に対する贈賄防止について社内研修・セミナーを実施しました。 ■2018年は「内部統制委員会」を3回開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しました。 ■「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。 ■業務復旧プランを策定し、初動対応チームによる定例会議を実施しています。特に2018年は、災害対応能力向上のための施策として、「BCP（災害発生時の事業継続計画）策定・見直しセミナー」を実施しました。 ■「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長執行役員及び取締役会に報告しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること ●社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化 ●業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入 ●取締役の任期：1年 ●取締役会長及び社長執行役員の任期：原則6年以下 ●取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置 ●意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置 ●取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ■取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。 ■取締役の任期は1年となっており、取締役会長及び社長執行役員の任期は6年を超えていません。 ■「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めています。2018年は、社長執行役員の選任・解任に関する方針・手続及び取締役会長の選定・解職に関する方針・手続の策定並びに同委員会の審議事項の見直しを行うとともに、同委員会において取締役及び監査役候補者の指名、経営会議構成員の選任、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準等に関する検討を行い、その結果を取締役に答申しました。 ■意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として中期経営計画推進サポート委員会等を設置しています。 ■「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導 ●子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」についての当社宛打合せ・報告事項の制定及び当社から派遣した監査役等を通じた子会社その他連結対象会社の管理 ●子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援 ●当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルールの制定 ●月次ベースでの連結業績の把握及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。 ■連結対象会社ごとに「経営上の重要事項」を実施する場合の社内手続について定めています。監査役を派遣する連結対象会社等の判断基準、派遣監査役の選定手続及び当社から派遣した監査役が最低限実施すべきことを明確化し、派遣監査役に対して研修や情報共有等を実施しています。 ■子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、子会社用モデル規程集や「コンプライアンス・マニュアル」等のサンプル提供、「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。 ■「中期経営計画2020」で掲げた「ガバナンスの高度化」を実現すべく、グループガバナンス高度化プロジェクト^(注)を推進しました。2018年は、各種ガイドブック等を作成するとともに、国内外において説明会を開催する等して本プロジェクトの周知・浸透を図りました。 (注) 子会社の内部統制の構築・運用・評価・改善のために整備・運用すべき基礎的な事項を定め、当該事項に関する当社と子会社との間の定期的な対話を通じて、子会社における内部統制システムを評価し、課題を特定し、改善することを支援するプロジェクト。 ■内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長執行役員及び取締役会に報告しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役の補佐組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置 ● 「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役の補佐を行う組織であることの明確化） ● 監査役による「監査役業務部」の人事評価実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。 ■ 監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役の職務の補佐業務であることを明文化しています。 ■ 「監査役業務部」の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。
7. 監査役への報告に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備 ● 当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役職員から監査役への報告・説明 ● 上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融资委員会」、「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。 ■ 監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、役職員から報告・説明を行っています。 ■ 監査役に対して上記の報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないことを社内ルール上明記しています。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 社外監査役に法律や会計等の専門家を登用 ● 内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持 ● 監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施 ● 当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施 ● 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「内部監査部」は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。 ■ 監査役は、会計監査人と定例会、子会社常勤監査役との情報連絡会や少人数に分けてのミーティングなどを実施しています。2018年においても、少人数に分けてのミーティングを複数回開催し、事業会社の常勤監査役との意見交換及び情報交換を実施しました。 ■ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 [国際会計基準により作成]

(単位：百万円)

第151期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 —普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2018年4月1日残高	219,279	265,126	△ 2,796	248,564	1,827,987	2,558,160	136,161	2,694,321
会計方針の変更の影響					3,270	3,270		3,270
会計方針の変更を反映した当期首残高	219,279	265,126	△ 2,796	248,564	1,831,257	2,561,430	136,161	2,697,591
当期利益					320,523	320,523	17,264	337,787
その他の包括利益				△ 15,448		△ 15,448	△ 370	△ 15,818
当期包括利益						305,075	16,894	321,969
所有者との取引額：								
株式報酬取引	170	170				340		340
非支配持分の取得及び処分		△ 7,760				△ 7,760	△ 10,319	△ 18,079
自己株式の取得及び処分			295			295		295
親会社の所有者への配当					△ 88,653	△ 88,653		△ 88,653
非支配持分株主への配当							△ 8,020	△ 8,020
その他		756				756		756
利益剰余金への振替				1,821	△ 1,821	—		—
2019年3月31日残高	219,449	258,292	△ 2,501	234,937	2,061,306	2,771,483	134,716	2,906,199

第150期(ご参考)(2017年4月1日から2018年3月31日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 —普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2017年4月1日残高	219,279	263,937	△ 3,113	309,094	1,577,288	2,366,485	120,470	2,486,955
当期利益					308,521	308,521	25,389	333,910
その他の包括利益				△ 52,192		△ 52,192	331	△ 51,861
当期包括利益						256,329	25,720	282,049
所有者との取引額：								
非支配持分の取得及び処分		102				102	△ 2,332	△ 2,230
自己株式の取得及び処分			317			317		317
親会社の所有者への配当					△ 66,160	△ 66,160		△ 66,160
非支配持分株主への配当							△ 7,697	△ 7,697
その他		1,087				1,087		1,087
利益剰余金への振替				△ 8,338	8,338	—		—
2018年3月31日残高	219,279	265,126	△ 2,796	248,564	1,827,987	2,558,160	136,161	2,694,321

連結注記表 (第 151 期)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準 (以下、IFRS) に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRS により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 626 社

主要な連結子会社の名称

	会社名
連結子会社	米州住友商事会社 SCSK 株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用会社の数 305 社

主要な持分法適用会社の名称

	会社名
持分法適用会社	三井住友ファイナンス&リース株式会社 株式会社ジュピターテレコム

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

償却原価で測定される金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については取引価格で当初認識しています。

当初認識後、帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

FVTOCI の負債性金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCI の金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。

FVTOCI の負債性金融資産の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高を当期利益に振り替えています。

FVTPL の金融資産

資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定しその変動を当期利益で認識しています。

資本性金融商品は公正価値で測定しその変動を当期利益で認識しています。ただし、当社が当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択 (撤回不能) を行う場合はこの限りではありません。

FVTPL の金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に当期利益で認識しています。

FVTOCIの資本性金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCIの金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。FVTOCIの資本性金融資産の認識を中止した場合又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、当期利益で認識していません。

ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期利益で認識しています。

減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、期末日後12か月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失に基づき測定しています。

一方、期末日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって生じうる全ての債務不履行から生じる予想信用損失を基に測定しています。

ただし、重大な金利要素を含んでいない営業債権等については、いずれの場合においても常に全期間の予想信用損失に基づき測定しています。

信用リスクの変動及び予想信用損失の算定に当たっては、主に当社独自の信用格付けであるSumisho Credit Rating (SCR)を用いています。これには、債務者の過去の貸倒実績、現在の財務状態及び合理的に利用可能な将来予測情報等が含まれていません。

信用減損の証拠については、債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。

また、報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、担保や保証等を含め債務者の個別の状況を総合的に評価したうえで個別に予想信用損失を測定しています。なお、金融資産の全部又は一部が回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

②非金融資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

なお、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得した棚卸資産については、売却費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益で認識しています。

短期的な価格変動により利益を獲得する目的以外で取得した棚卸資産については、個々の棚卸資産に代替性がない場合、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合、主に移動平均法に基づいて算定しています。

有形固定資産及び投資不動産

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

無形資産

取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

減損

棚卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断していません。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっています。

(2) 売却目的で保有する非流動資産の処理方法

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(3) 資産の償却の方法

①有形固定資産

建物及び附属設備、機械設備	主として定額法
鉱業権	生産高比例法

②無形資産 (のれんを除く) 定額法

③投資不動産 主として定額法

(4) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

(5) 確定給付年金制度の処理方法

確定給付年金制度に関する当社の純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、当該金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

年金制度が改定された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の増減部分は、即時に当期利益で認識しています。確定給付負債 (資産) の純額の再測定をその他の包括利益で認識し、即時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

(6) ヘッジ会計を含むデリバティブの処理方法

当初のヘッジ指定時点において、当社は、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法並びに非有効部分の発生原因の分析を文書化しています。

ヘッジ関係の開始時及び継続期間中にわたって、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか若しくは密接に合致しているかどうかの定性的な評価、又はヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価格変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するためには、当該予定取引の発生可能性が非常に高い必要があります。

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に当期利益として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

①公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は当期利益で認識しています。

ヘッジ対象の帳簿価額は公正価値で測定し、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、その変動を当期利益で認識しています。

②キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債又は当期利益に影響を与えうる発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で当期利益に振り替えられています。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に当期利益で認識しています。

③在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定されている金融商品の再換算により発生した換算差額は、ヘッジが有効な範囲においてその他の包括利益で認識し、「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。

(7) 収益の計上基準

通常の商取引において提供される商品の販売、サービス及びその他の販売に係る収益(リース取引及び金融商品取引を除く。)を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式

会計方針の変更に関する事項

当連結会計年度より強制適用となった以下の基準書及び解釈指針を適用しています。

1. IFRS 第9号「金融商品」(2014年7月公表)

(1) 金融資産の分類及び測定、(2) 認識の中止を生じない金融負債の条件変更、(3) 金融資産の減損、(4) ヘッジ会計の規定についての会計方針を変更しています。

(1) 金融資産の分類及び測定

負債性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定する区分(FVTOCI)が新設されましたが、当社では期首時点の当該金融商品を保有する事業モデル及び金融商品の契約条件を評価し、以下の要件をともに満たす場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定しています。

- ・当社の事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

(2) 認識の中止を生じない金融負債の条件変更についての会計処理

金融負債が条件変更又は交換されたものの、大幅な条件変更を伴わないことから当該金融負債の認識の中止が生じない場合にも、条件変更又は交換時に利得又は損失を認識しています。

(3) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて測定する負債性金融商品については、従来のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、客観的な証拠によって損失事象が示された場合に減損損失を認識する発生損失モデルに代わり、予想信用損失モデルに基づき、減損損失を認識しています。

予想信用損失モデルでは、期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、期末日後12か月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失に基づき測定しています。

一方、期末日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって生じうる全ての債務不履行から生じる予想信用損失を基に測定しています。

ただし、重大な金利要素を含んでいない営業債権等については、いずれの場合においても常に全期間の予想信用損失に基づき測定しています。

(4) ヘッジ会計

従来、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従ってヘッジ会計の適格要件を満たしていたヘッジ関係については、IFRS第9号に従っても継続してヘッジ会計の適格要件を満たすものとして取り扱っています。

IFRS第9号の適用に当たっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が3,394百万円、持分法で会計処理されている投資が3,394百万円それぞれ減少しています。

2. IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」

当社は、通常の商取引において提供される商品の販売、サービス及びその他の販売に係る収益(リース取引及び金融商品取引を除く。)を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

(1) 商品販売に係る収益

商品販売による収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた商品の販売、不動産の開発販売などが含まれています。当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡し、出荷又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。顧客による検収条件は、契約内容や顧客との取決めにより定められるものであり、事前に取り決めた仕様を満たさない場合には、最終的な検収終了まで収益は繰り延べられることとなります。当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社が技術提供、資材調達、建設工事を請け負う電力発電所の建設事業や、顧客仕様のソフトウェアの開発請負事業などの長期請負工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しています。

当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っています。

(2) サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、ソフトウェアに関連するサービス、賃貸用不動産、船舶などの貸付金、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースなどが含まれています。ソフトウェアに関連するサービスのうち、保守管理に係る収益は、保守管理契約期間にわたって認識する場合と、実際のサービスの提供に応じて認識する場合とがあります。

船舶などの貸付金に係る収益は、実効金利法に基づき認識しています。

ファイナンス・リースに係る収益は、リースの計算利率に基づき認識しています。

オペレーティング・リースに係る収益は、連結包括利益計算書にリース期間にわたり、定額法で認識しています。

(3) 収益の本人代理人の判定

当社は、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。

このような取引における収益を報告するに当たり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロス又はネット、いずれの方法で認識した場合でも、売上総利益及び当期利益に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益をネットで認識しています。ある取引において当社が本人に該当し、その結果、当該取引に係る収益をグロスで認識するための判断要素として、次の指標を考慮しています。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

また、IFRS 第 15 号の適用に伴い、従来、連結財政状態計算書において「前受金」として表示していたものを当連結会計年度より「契約負債」として表示しています。

IFRS 第 15 号の適用に当たっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が 6,664 百万円、持分法で会計処理されている投資が 6,664 百万円それぞれ増加しています。

さらに、IFRS 第 15 号の適用に伴い、収益の本人代理人の判定について一部見直しを行った結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、「収益」及び「原価」がそれぞれ 270,823 百万円増加しています。

会計上の見積りの変更に関する事項

当連結会計年度における重要な会計上の見積りの変更は「連結包括利益計算書に関する事項 減損損失」に記載しています。

連結財政状態計算書に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
現金及び預金	70,210 百万円
営業債権及びその他の債権	284,778 百万円
棚卸資産	27,271 百万円
売却目的保有資産	12,620 百万円
有価証券及び投資	177,091 百万円
有形固定資産	91,840 百万円
投資不動産	3,068 百万円
合計	666,878 百万円

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金等	227,283 百万円
合計	227,283 百万円

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金 20,269 百万円

3. その他の流動資産に含まれる未収法人税等 33,198 百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 712,447 百万円

5. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 50,015 百万円

6. 保証債務

	期末残高
関連会社の債務に対する保証	80,543 百万円
その他の債務に対する保証	47,456 百万円
合計	127,999 百万円

連結包括利益計算書に関する事項

減損損失

当連結会計年度の減損損失のうち、重要なものは以下のとおりです。

マダガスカルニッケル事業において、中・長期の価格の動向を踏まえて、最新の長期事業計画を基に資産の再評価を行った結果、10,431百万円の減損損失を連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

(ご参考)

前連結会計年度の減損損失のうち、重要なものは以下のとおりです。

インドネシア商業銀行 PT. Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk 15,069百万円

減損損失は、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

連結持分変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数 (普通株式)

1,250,787,667 株

当期末時点の発行済株式数は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により184,800株増加しています。

2. 第151期中に行った剰余金の配当に関する事項

2018年6月22日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を決議しました。

配当金の総額	42,450,091,876円
1株当たりの配当額	34円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

2018年11月1日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を決議しました。

配当金の総額	46,206,304,258円
1株当たりの配当額	37円
基準日	2018年9月30日
効力発生日	2018年12月3日

3. 第151期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2019年6月21日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を付議します。

配当金の総額	47,458,762,476円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	38円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月24日

4. 定時株主総会又は取締役会決議による新株予約権の目的となる株式数

2006年6月23日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	5,000株
2007年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	8,100株
2008年6月20日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	19,100株
2009年6月19日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	57,100株
2010年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	69,000株
2011年6月24日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	71,700株
2012年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	113,900株
2013年6月21日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	99,200株
2014年7月31日開催 取締役会	42,000株
2014年7月31日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	110,500株
2015年7月30日開催 取締役会	71,000株
2015年7月30日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	111,100株
2016年8月1日開催 取締役会	71,000株
2016年8月1日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	169,500株
2017年7月28日開催 取締役会	173,000株
2017年7月28日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	137,000株
合計	1,328,200株

なお、合計のうち553,700株については、当期末において権利行使期間の初日が到来していません。

金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の財務運営の方針・目的は、中長期にわたり安定的な資金調達を行うこと及び十分な流動性を保持することです。

有価証券及びその他の投資は主として金融機関や取引先が発行する株式等への戦略的な投資です。これらの株式投資には株価変動リスクが伴いますが、当社は四半期ごとに公正価値で評価を行っています。営業債権及びその他の債権は取引先に対する売掛金・貸付金等であり、これに係る信用リスクは、マネジメントにより承認されたクレジットライン及び内部格付制度に基づく取引先等の信用力の定期的なモニタリングを通じて管理しています。また、信用リスクが顕在化した場合に備え、少なくとも四半期ごとにこれら債権の回収可能性の評価に基づき、貸倒引当金を設定しています。

当社は国際的に営業活動を行っており、為替、金利及び商品価格の変動リスクに晒されています。当社が取り組んでいるデリバティブは、主にこれらのリスクを軽減するための為替予約、通貨スワップ、金利スワップ及び商品先物取引などです。当社は為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクの変化を継続的に監視すること並びにヘッジ機会を検討することによって、これらのリスクを評価しています。当社はトレーディング目的のための商品デリバティブを保有又は発行しています。

当社では、金融市場の混乱等いくつかの有事シナリオを想定し、流動性リスクを監視しています。必要となる流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等により調達した資金を、信用力の高い金融機関に預金として確保しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

償却原価で測定される金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	7,285	7,285	—
営業債権及びその他の債権	1,676,819	1,680,153	3,334
負債：			
社債及び借入金	3,097,955	3,113,994	16,039
営業債務及びその他の債務	1,206,554	1,206,746	192

公正価値で測定される金融商品

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	424,236	424,236	—
営業債権及びその他の債権	35,052	35,052	—
その他の金融資産	138,268	138,268	—
負債：			
営業債務及びその他の債務	98,117	98,117	—
その他の金融負債	74,447	74,447	—

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により見積もっています。

- (1) 現金及び現金同等物、定期預金、有価証券
満期までの期間が短期であるため帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。
- (2) その他の投資
市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっています。
非上場普通株式は、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法並びにその他の評価方法により、公正価値を算定しています。
- (3) 営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務
帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付貸付金等を除く当該債権債務の公正価値については、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。
- (4) 社債及び借入金
帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く社債及び借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。
- (5) その他の金融資産、その他の金融負債
金利スワップ、通貨スワップ及び通貨オプションの公正価値については、ブローカーによる提示相場や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により見積もっています。為替予約の公正価値については、同様の条件により行う為替予約の市場価格に基づき見積もっています。金利先物取引・債券先物取引、商品先物、先渡し及びスワップ取引の公正価値については、市場価格等を用いて見積もっています。

投資不動産に関する事項

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
275,273	321,933

- (注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計年度末の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び反映される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

1 株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 2,219円11銭
2. 1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属) 256円68銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

計算書類

[単体] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金								利益 剰余金 合計
第151期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)															
当期首残高	219,278	230,412	17	230,430	17,696	65,042	429,462	512,201	△2,763	959,146	146,907	452	147,360	1,196	1,107,703
会計方針の変更による累積的影響額							3,134	3,134		3,134					3,134
会計方針の変更を反映した当期首残高	219,278	230,412	17	230,430	17,696	65,042	432,596	515,335	△2,763	962,280	146,907	452	147,360	1,196	1,110,837
当期変動額															
新株の発行	169	169		169						339					339
剰余金の配当							△88,656	△88,656		△88,656					△88,656
当期純利益							257,361	257,361		257,361					257,361
自己株式の取得									△6	△6					△6
自己株式の処分			8	8					269	277					277
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										△29,941	958	△28,982	△71	△29,054	
当期変動額合計	169	169	8	177	—	—	168,704	168,704	262	169,314	△29,941	958	△28,982	△71	140,260
当期末残高	219,448	230,582	25	230,607	17,696	65,042	601,300	684,039	△2,500	1,131,595	116,966	1,410	118,377	1,125	1,251,098

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金								利益 剰余金 合計
第150期(ご参考)(2017年4月1日から2018年3月31日まで)															
当期首残高	219,278	230,412	—	230,412	17,696	65,042	302,613	385,352	△3,112	831,931	134,721	△5,627	129,094	1,101	962,127
当期変動額															
剰余金の配当							△66,161	△66,161		△66,161					△66,161
当期純利益							193,009	193,009		193,009					193,009
自己株式の取得									△6	△6					△6
自己株式の処分			17	17					356	373					373
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—	12,186	6,079	18,265	95	18,361
当期変動額合計	—	—	17	17	—	—	126,848	126,848	349	127,215	12,186	6,079	18,265	95	145,576
当期末残高	219,278	230,412	17	230,430	17,696	65,042	429,462	512,201	△2,763	959,146	146,907	452	147,360	1,196	1,107,703

個別注記表 (第 151 期)

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

満期保有目的債券

その他有価証券 時価のあるもの

時価のないもの

子会社株式及び関連会社株式

時価法 (売却原価は移動平均法により算定)

償却原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

トレーディング目的で保有する棚卸資産

移動平均法又は個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産 旧定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産 定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した社内の債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしていますが、当期末においては年金資産の見込額を上回る退職給付債務は発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12 年) による定額法により費用計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12 年) による定額法により翌期から費用計上しています。

4. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しています。

5. ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、金利スワップのうち、その想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がヘッジ対象とほぼ同一である場合には、特例処理を採用しています。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式

7. その他

連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する事項

企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』により、子会社及び関連会社株式の売却等を当社自身が決めることができ、予測可能な将来の期間にその売却を行う意思がない場合には当該株式に係る繰延税金負債を計上しないよう会計方針を変更しています。

当該会計基準の改正は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は3,134百万円増加しています。

表示方法の変更に関する事項

企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』により、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

なお、参考情報として記載している前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」4,145百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,578百万円に含めて表示しています。

貸借対照表に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
建物	3,369百万円
土地	354百万円
無形固定資産	770百万円
投資有価証券	14,457百万円
関係会社株式	83,764百万円
長期貸付金	2,138百万円
合計	104,854百万円

(2) 担保に係る債務

その他の固定負債等	2,283百万円
合計	2,283百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

72,943百万円

3. 保証債務

	期末残高
関係会社の債務に対する保証	583,009百万円
その他の債務に対する保証	29,027百万円
小計	612,037百万円
関係会社の資金調達に係る経営指導念書	335,213百万円
合計	947,251百万円

4. 受取手形割引残高

25,729百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	467,673百万円	長期金銭債権	101,061百万円
短期金銭債務	264,223百万円	長期金銭債務	12,643百万円

6. 期末日満期手形の処理について

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が当期末残高に含まれています。

受取手形	1,210百万円	支払手形	234百万円
------	----------	------	--------

損益計算書に関する事項

1. 関係会社との営業取引高

売上高	957,047百万円
仕入高	375,452百万円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高 318,838百万円

3. 投資有価証券評価損及び関係会社貸倒引当金繰入額

当期において、豪州石炭事業に対する投資について、12,406百万円の「投資有価証券評価損」を計上しました。

株主資本等変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数 (普通株式) 1,250,787,667株

当期末時点の発行済株式数は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により184,800株増加しています。

2. 自己株式数 (普通株式)

当期首残高	2,070,753株
ストック・オプション権利行使による減少	△201,800株
単元未満株式の買取等による増加	3,912株
当期末残高	<u>1,872,865株</u>

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

投資有価証券の評価損及び貸倒引当金等

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金及び退職給付関連等

関連当事者との取引に関する事項

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SWORDUS IRELAND HOLDING LIMITED	間接 100%	資金の貸付	資金の回収(注1) 利息の受取(注1)	67,146 2,915	長期貸付金 —	— —
子会社	住友商事グローバル メタルズ株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	66,917 201	短期貸付金 —	66,917 —
子会社	SUMMIT AMBATOVY MINERAL RESOURCES INVESTMENT BV	直接 100%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受取(注2)	46,553 732	— —	— —

取引条件及びその決定方針等

(注1) 金利条件については市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しています。

1 株当たり情報に関する事項

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,000円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 206円10銭 |

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。